

「(仮称) 大通観光案内・アイヌ文化PRコーナー」設え・デザイン等検討業務

ご質問への回答

質 問	回 答
図面の CAD データ（あるいはそのほか編集可能なデータ）をご提供いただけますでしょうか？	<p>以下の【提供可能図面】については、JWW 形式で提供可能です。ご希望の方は、様式 4「質問票」により、下記【担当課】あてに書面による持参、郵送又は電子メールにて提出してください。</p> <p>※図面については、現況と異なる場合がございますので、ご注意ください。</p> <p><b>【提供可能図面】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・(仕様書別添) 平面図</li><li>・(仕様書関連資料エ) 大通交流拠点地下広場 各図面</li></ul> <p><b>【期限】</b></p> <p>令和 6 年 2 月 15 日 (木) 17 時 00 分までとします。</p> <p><b>【担当課】</b></p> <p>〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 (札幌市役所本庁舎 13 階)</p> <p>札幌市市民文化局市民生活部アイヌ施策課 担当：中山・田淵</p> <p>電話：011-211-2277 メールアドレス：ainushisaku@city.sapporo.jp</p>
バックヤードや大通情報ステーション内の現地確認は可能でしょうか？	<p>現地確認については、以下の範囲で可能です。ご希望の方は、様式 4「質問票」に希望の日時を記入の上、下記【担当課】あてに書面による持参、郵送又は電子メールにて提出してください。</p> <p><b>【現地確認】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・関係職員が同行します。</li><li>・大通情報ステーションの運営に支障のない範囲で行います。カウンター内への立入り、その他運営に支障のある作業はご遠慮いただく場合があります。</li></ul>

質 問	回 答
	<p><b>【期限】</b> 令和6年2月15日（木）17時00分までとします。</p> <p><b>【担当課】</b> 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目（札幌市役所本庁舎13階） 札幌市市民文化局市民生活部アイヌ施策課 担当： 中山・田淵 電話：011-211-2277 メールアドレス： ainushisaku@city.sapporo.jp</p>
<p>① 設え・デザインを検討するに当たり、既存の視覚障害者誘導用ブロック（以下「点字ブロック」という。）を撤去・移設することは可能でしょうか？</p> <p>② 新設するデジタルサイネージまでの点字ブロックを設置する必要はありますか？</p>	<p>① 設え・デザインに合わせて、既存の点字ブロックを撤去・移設することは可能です。 その場合、設定する販売カウンター（案内所）までの点字ブロックによる経路を1以上設けてください。 点字ブロックの規格（サイズ・色・素材等）は、既存のものと同等のものとしてください（既存設備との調和のため。）。</p> <p>② デジタルサイネージまでの点字ブロックは不要です（販売員が案内するため。）。</p> <p>点字ブロックの設置に当たっては、欄外URLにある「福祉のまちづくり施設整備マニュアル」を参考にしてください。</p>

○「福祉のまちづくり施設整備マニュアル」

(<https://www.city.sapporo.jp/fukushi/setsubi/manual/annai.html>)